

令和 7（2025）年度ベビーシッター利用育児支援募集要項

北海道大学で勤務する教職員の育児と就労を支援するために、本学では、ベビーシッターサービス利用時に使用できる割引券を発行します。

本事業は「こども家庭庁」の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会（以下「実施団体」という。）が実施している「ベビーシッター派遣事業割引券」を利用して行うものです。この割引券を使用してベビーシッターサービスを利用すると、1日の利用料金から割引が受けられます。

本事業は、通常分割引券と多胎児分割引券の以下2つとなります。育児に携わる教職員の方々は、ぜひご活用してください。

※割引券は電子による発行となります。ご利用にはQRコードが使える端末が必要です。

①ベビーシッター利用育児支援事業（通常分割引券の利用について）

利用対象者	◆北海道大学の教職員（非正規職員を含む。学生は不可。）であり、対象児童の保護者であること。 ※北海道大学の共済組合または社会保険加入者に限る。 ※利用者本人が出勤日等でかつ配偶者の就労、病気療養（出産のための入院を含む）、求職活動、就学、職業訓練等、または、ひとり親家庭であることによりサービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあること（職場への復帰を含む）が必要。
対象児童の年齢	◆0歳から小学校3年生までの児童（利用対象者と同居していること） ◆健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）場合は、小学校6年生までの児童も対象となります。 ◆職場への復帰のためのサービス利用の際は、義務教育就学前の未就学児が対象となります。
割引金額	◆1日（回）対象児童1人につき2枚まで（1枚につき2,200円、最大4,400円） （例 きょうだいが2人の場合、1日4枚） ・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。 ・会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。 ・助成限度額を超える利用金額は利用者負担 ・割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚、1家庭につき1か月24枚までかつ年間に280枚まで

利用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定） ※割引券発行は4月14日頃を予定しています。令和7年4月1日～発行までの期間の利用については遡及して対応します。なお、その方法等については担当まで確認ください。 ※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。 ※本事業はこども家庭庁の補助事業であり、当該補助に係る予算の上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。
割引券取扱事業者	◆ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券取扱業者に限ります。 ※ベビーシッター事業者との契約は、必ず事前に利用者（本学教職員）本人が利用契約を締結してください。
対象となるサービス	◆家庭内における保育 ◆家庭と保育等施設間の送迎 ※ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅等、利用者の家庭以外での保育には使用できません。 ※保育等施設間の送迎、同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎は対象外となります。 ※学童保育への送迎として割引券が使用できるのは、国の事業「放課後児童健全育成事業」として市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ”のみ対象となります。

② ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児分割引券の利用について）

利用対象者	◆北海道大学の教職員（非正規職員を含む。学生は不可。）であり、対象児童の保護者であること。 ※北海道大学の共済組合または社会保険加入者に限る。 ※利用者の出勤日でなくても利用可能（保育疲れの解消、リフレッシュのため）
対象児童の年齢	◆0歳から義務教育就学前の児童（多胎児以外の児童を含む。利用対象者と同居していること）
割引金額	◆義務教育就学前の多胎児が2人の場合：9,000円/日（回） ◆義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合：18,000円/日（回） ・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。助成限度額を超える利用金額は利用者負担。 ・実施団体が発行する他の割引券と同日に使用することはできない。

	・割引券は、1 家庭につき 1 枚とし、原則として 1 年間に 2 枚までです。
利用期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（予定） ※割引券発行は 4 月 14 日頃を予定しています。令和 7 年 4 月 1 日～発行までの期間の利用については遡及して対応します。なお、その方法等については担当まで確認ください。 ※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。 ※本事業はこども家庭庁の補助事業であり、当該補助に係る予算の上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。
割引券取扱事業者	◆ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券取扱業者に限ります。 ※ベビーシッター事業者との契約は、必ず事前に利用者（本学教職員）本人が利用契約を締結してください。
対象となるサービス	◆家庭内における保育 ◆家庭と保育等施設の間の送迎 ※ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅等、利用者の家庭以外での保育には使用できません。 ※保育等施設間の送迎、 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎は対象外となります。 ※学童保育への送迎として割引券が使用できるのは、国の事業「放課後児童健全育成事業」として市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ”のみ対象となります。

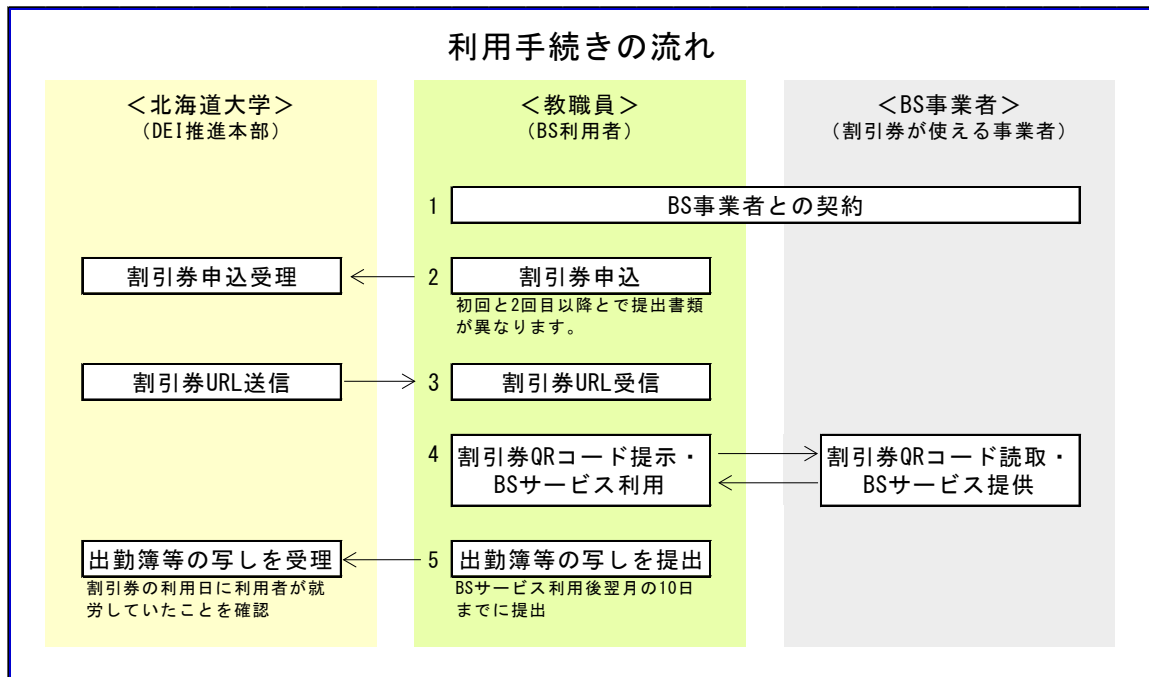
新規採用女性教員利用支援について

利用対象者	◆北海道大学に採用となった女性教員※ただし、次の場合は除く ・採用日から 1 年を経過した場合 ・特任教員から助教に採用となる場合等、大学全体で女性教員が実質増員とならない場合（部局間異動を含む）
内容	◆上記①②事業の利用に係る 5 回分の自己負担額を全額支援
申請方法	◆申込書の該当欄にチェック （確認後、利用可否をご連絡します。）
利用方法	◆立替払い精算※利用終了後、下記書類をご提出ください。 ・自己負担分の領収書原本（宛名は請求者ご本人で、利用日・利用時間が明記されたもの） ・立替払請求書

【利用申込み】

※割引券は電子による発行となります。ご利用には QR コードが使える端末が必要です。

BS: ベビーシッター



1 BS事業者との契約

利用者本人が、割引券取扱事業者一覧※から選んだベビーシッター事業者と事前に利用契約・利用申込をしてください。その際に利用契約書（利用申込書でも可）に以下のことが明記されているかご確認ください。

※割引券取扱事業者一覧（令和6年度版）

https://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list_area.htm

☐ ベビーシッター事業者の住所・名称・代表者氏名

☐ 利用者の住所・氏名

☐ その他サービスの利用に必要な事項

2 割引券申込

※割引券発行には手続きの都合上、お時間を頂きますので余裕をもってお申込みください。

（1）初回利用時

最初の利用予定日の原則 7 営業日前までに、以下の書類をメール等で担当までご提出ください。

□ベビーシッター派遣事業割引券申込書（＊ダウンロード可）

□ベビーシッター事業者との契約書（写）（契約書がない場合は、利用申込書等の写しでも可）

□配偶者の証明書類

利用を希望する理由により以下のいずれかを提出してください

・配偶者の就労 : 配偶者の在職証明書（写）

・様式は自由ですが、勤務時間・勤務日の記載は必須

・保育園・学童入会の際に提出する就労証明書等の
コピーでも可

※

・配偶者の病気療養：病気療養していることが分かるもの

・配偶者の求職活動：面接日などが分かるもの

・配偶者の職業訓練：訓練日であることが分かるもの

・配偶者の就学 : 就学していることが分かるもの

・その他サービスを使わなければ利用者が就労することが困難なことを証明するもの

※詳細はお問合せください。

※ベビーシッター事業者との契約書・配偶者の証明書類は、有効な期間のものであれば毎年度ご提出いただく必要はありません。更新や変更があった場合は、その都度速やかにご提出をお願いします。

（２）２回目以降利用時（月ごとに要申込）

ひと月分の利用予定枚数をベビーシッター派遣事業割引券申込書に記入のうえ、原則として前月中に（最初の利用予定日の５営業日前までに）、以下の担当メール宛てにお申込みください。なお、急遽割引券が必要となった場合は、担当にご相談ください。

Eメール：bs-hu@dei.hokudai.ac.jp

受付時間：月曜～金曜（祝日及び年末年始 12/29～1/3 除く）

8:30～17:00

3 割引券 URL 受信

担当からEメールで送信された「割引券」のURLを受信します。スマートフォン等上でクリックすると電子割引券の画面が表示されます。

4 割引券 QR コード提示・BS サービス利用

スマートフォン等に表示された電子割引券の画面をベビーシッター事業者に提示し、ご利用ください。ベビーシッター事業者が提示するQRコードを読み取る等する必要があります。利用方法については、下記のURL 割引券画面操作マニュアル

(全国保育サービス協会作成)をご覧ください。

- ・ 割引券画面操作マニュアル (利用者向け)

http://www.acsa.jp/images/babysitter/e-ticket2024_manual_user.pdf

5 出勤簿等の写しを提出

割引券の利用日に利用者が就労していたことを証明するために、ベビーシッターサービスの利用後、翌月の 10 日までに、出勤簿等の写しを E メール等で担当まで提出してください。

【書類提出・問い合わせ先】

必要書類等については以下の担当宛てにご提出ください。

担当 : ダイバーシティ・インクルージョン推進本部/ダイバーシティ・インクルージョン推進室

E-mail : bs-hu@dei.hokudai.ac.jp

★メールの件名:【部局名／利用者氏名】ベビーシッター割引券利用登録申請としてください。

証明書類等を学内便でお送りになる場合には、「学内便番号 59 ダイバーシティ・インクルージョン推進本部」宛てにお送りください。

【個人情報の取扱いについて】

利用者から提供いただいた個人情報につきましては、本支援の実施以外の目的には使用いたしません。

【注意事項】

- 1 割引券の枚数には限りがありますので、必ず上限枚数以内で申込みください。ひと月の上限枚数の超過利用が BS 事業者等により確認できた場合、利用キャンセルの対応となりますのでご注意ください。なるべく多くの方が利用できるようベビーシッターの利用計画に沿った枚数をお申込みするようご協力願います。

- 2 数か月分をまとめて申込みはできません。1 か月ごとに申込書をご提出ください。
また、予定が変更となり使用しなかった割引券は、翌月に持ち越してご使用いただけます。ただし、翌月に使用予定がない場合は、取消しを行いますので、担当にその旨必ずご連絡ください。利用予定日が決まっていない割引券を保持できるのは、対象児童 1 名につき 2 枚までです。
- 3 契約したベビーシッター事業者を途中で変更した場合は、「ベビーシッター事業者との契約書（写）あるいは利用申込書等」を担当まで提出してください。
- 4 申込みや問合せについては、すべて本学教職員から行ってください。学外の方（配偶者や親族等）を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。
- 5 割引券を他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 6 割引券の交付日より遡って割引券を使用することはできません。
- 7 利用状況により、利用方法、利用の条件を変更する場合がありますのでご了承ください。
- 8 対象となるサービス以外の利用や実態にそぐわない虚偽の申告、有効ではない書類の提出等が確認された場合は、利用を即時中止するとともに、過去利用分の一部または全額を返金していただく可能性がありますのでご注意ください。

【参考リンク】

- ・公益社団法人全国保育サービス協会
<http://www.acsa.jp/>

ベビーシッター派遣事業（初回利用・2回目以降）割引券申込書
（兼 ベビーシッター事業者変更届）

※「初回利用・2回目以降」は該当する方を○で囲んでください。

令和 年 月 日

※希望する割引券の種類にチェックを入れてください

☐ ①ベビーシッター利用育児支援事業（通常分割引券） ☐ ②ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児分割引券）	職 員 番 号 所 属 職 名 (フリガナ) 氏 名 内 線 E メ ー ル
☐ 新規採用女性教員利用支援を利用する	

※氏名欄には健康保険被保険者証と同じ氏名を記載してください。

1. 対象児童の生年月日・学年 (令和7年4月1日現在)	平成・令和 年 月 日 (歳 : 小学 年) 平成・令和 年 月 日 (歳 : 小学 年) 平成・令和 年 月 日 (歳 : 小学 年) 平成・令和 年 月 日 (歳 : 小学 年)
2. 利用予定月および割引券利用 予定枚数	利用月 令和 年 月 利用予定枚数 計 枚
3. 申込理由 下記の申込理由のうち、当てはまるものにチェックしてください。その他の場合は、利用を必要とする理由をご記入願います。 ☐ 家庭内での保育 ☐ 保育園・幼稚園等への送迎 ☐ その他 <u>その他の理由</u>	
4. 利用するベビーシッター事業者名 : (変更するベビーシッター事業者名) :	

※必要書類、提出先等については裏面をご参照願います。

ダイバーシティ・ インクルージョン 推進本部 確認欄	・新規 ・継続 ☐ ベビーシッター会社との利用契約書（利用申込書）の写 ☐ 配偶者の在職証明書等 ☐ お子様の年齢 配偶者が以下の状況にあることが分かるもの ☐ 病気療養 ☐ 求職活動 ☐ 職業訓練 ☐ 就学 ☐ その他 <u>その他の理由</u>
-------------------------------------	--

【注意事項】必ずお読みください

- ※ 割引券は北海道大学に勤務する教職員がご利用いただけます。（原則、配偶者が在職中等であり、サービスを使わなければ就労することが困難な場合に利用可能です。）
- ※ 割引券は「0歳児～小学校3年生の対象児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの対象児童の家庭内での保育や世話並びに保育所等への送迎」を依頼する場合にご利用いただけます。（ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育等、教職員の家庭以外の場所での保育には使用できません。また、学童保育への送迎として割引券が使用できるのは、国の事業「放課後児童健全育成事業」として市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ”のみ対象となります。）
- ※ 本申込書に「ベビーシッター事業者との契約書（写）」、「配偶者の在職証明書（写）」（本学在職者でない場合）等を添付し、Eメールでダイバーシティ・インクルージョン推進本部へ提出願います。（添付書類の提出は基本的に毎年度の初回のみ。2回目以降は、利用予定枚数（利用予定月）を本申込書に記入の上、Eメールでお申込みください。なお、ベビーシッター事業者を変更する場合は、その都度「ベビーシッター事業者との契約書（写）」をご提出ください。）
- ※ 申込みやその他問い合わせについては、本学教職員から行ってください（出来る限り、メールでのお問い合わせにご協力ください）。学外の方（配偶者や親族等）を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。
- ※ 割引券の枚数には限りがありますので、必ず上限枚数以内で申込みください。ひと月の上限枚数の超過利用がBS事業者等により確認できた場合、利用キャンセルの対応となりますのでご注意ください。
- ※ 数か月分をまとめて申込みはできません。1か月ごとに申込書をご提出ください。また、予定が変更となり使用しなかった割引券は、翌月に持ち越してご使用いただけます。ただし、翌月に使用予定がない場合は、取消しを行いますので、担当にその旨必ずご連絡ください。利用予定日が決まっていない割引券を保持できるのは、対象児童1名につき2枚までです。
- ※ 対象となるサービス以外の利用や実態にそぐわない虚偽の申告、有効ではない書類の提出等が確認された場合は、利用を即時中止するとともに、過去利用分の一部または全額を返金していただく可能性がありますのでご注意ください。